

平成 23 年 12 月 2 日

葛飾区東金町一丁目自転車駐車場の指定管理者の指定について

葛飾区東金町一丁目自転車駐車場の管理運営業務を行う指定管理者を指定する。

1 指定理由

指定管理者制度における指定管理者の指定は、原則公募により行われるものであるが、本区では、高齢者の社会参加、雇用機会の確保等を図るという地方自治法施行令の趣旨を踏まえ、公募によらず公益社団法人葛飾区シルバー人材センターに指定することとした。

2 管理運営を行う施設の名称及び所在地

名 称：葛飾区東金町一丁目自転車駐車場

所在地：葛飾区東金町一丁目 9 番（下記案内図のとおり）

3 指定管理者の名称等

東京都葛飾区立石五丁目 11 番 16 号

公益社団法人 葛飾区シルバー人材センター

会長 渡 邊 正 巳

4 指定の期間

平成 24 年 2 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

5 案 内 図

